# 第1章 環境基本計画による施策の検証と 今後の基本的方向

~平成22年度の取組みを中心として~

杉並区では、現在、新たな基本構想とともに、10年間の総合計画の策定作業を進めています。従って、環境基本計画についても、今後、区全体の政策の方向性を踏まえ、改定していくことなります。

本書では、東日本大震災を教訓とした自治体としての政策課題なども念頭に置きつつ、平成22年度における主な環境政策の実施状況を中心として分析の上、今後の政策のあり方や改善に活かしていくこととします。

平成 22 年度に改定した環境基本計画では、杉並区の将来像を「区民と創る環境先進都市杉並」とし、そのイメージを以下のとおり4つの視点から表現しています。

そこで、本書でも杉並区の将来像の実現に向けた取組みについて、それぞれの視点 から検証、考察してまいります。

## 区民と創る「環境先進都市 杉並」



## 1 省エネルギーで質の高い生活の定着をめざして

太陽光など再生可能エネルギーの活用を進めていくとともに、私たち一人ひとり が省エネルギー型ライフスタイルに転換していくことが求められています。

私たちは、日々の暮らしの中で無意識のうちに電力を消費するとともに、エネルギー政策などについては、政府や電力会社の問題として、ともすれば無関心であったり、 見過ごしてきたように思います。

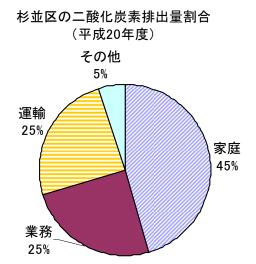
東日本大震災による原子力発電所の事故は、私たちに電力の有限性を改めて認識させるとともに、我が国のエネルギーに関する諸問題を顕在化させることとなりました。今後、国民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解を深め、エネルギーを自ら賄う取組みなどを通して、エネルギーに関する日本の将来像を考えていかなければなりません。まさに今回の原子力発電所の事故は、日本の大変革を迫っていると言っても過言ではありません。

杉並区では、地球温暖化対策として地球資源の保全を図る観点から、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー、省資源の取組みを進めてきました。しかし、今回の震災を境に、むしろ安全なエネルギー対策を推進する視点に重点を移し、改めて、暮らしや事業活動において、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーへの取組みに努めていくことが重要となっています。

区民一人ひとりがエネルギーの重要性を認識し、身近な家庭や職場から無理のない 取組みを進めることにより、低炭素型社会の実現をめざしていきたいものです。

#### 【CO2 排出削減の課題】

杉並区では、家庭からのCO2排出量が全体の4割以上を占めており、そのため、 家庭における省エネルギーへの取組みやライフスタイルの見直しなど、一人ひとりの 行動の積み重ねが大切になっています。



区では、住宅都市としての現状を踏まえ、区内におけるCO2の排出量を平成2年度比で、平成25年度までに2%削減することを目標としてきました。

しかし、CO2の削減は容易ではなく、原子力 発電所の事故により、今後、火力発電所への依存 割合が大きくなれば、CO2の排出量を削減する ことは、さらに困難になることは明らかです。

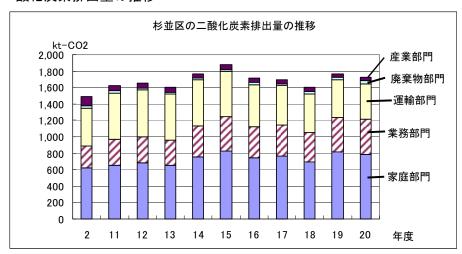
一方、京都議定書に続く新たな国際的枠組みの 合意がなされていない状況ですが、地球温暖化対 策の重要性は変わるものではありません。 従って、CO2についての削減目標のあり方については、今後、慎重に検討すべき ものと考えます。

#### 電力消費に伴う二酸化炭素排出量

電力消費に伴うCO2排出量は電力消費量に、排出係数を乗じて算出されます。 原子力発電所の稼動停止により、火力発電が増えると排出係数が大きくなり、家庭で の消費電力が減ったとしても、CO2排出量は減らない場合もあり、省エネ効果が見えに くくなっています。



#### <参考>二酸化炭素排出量の推移



## 取組みの概要と基本的方向

#### (1) 太陽光発電機器等の助成

区では、地球温暖化対策の一環として、平成 15 年度から一般個人住宅向けに太陽光発電機器に対する設置助成を開始しました。

また、平成 21 年度には、新たに太陽熱温水器や高効率給湯器への設置助成を開始するとともに、翌 22 年度からは、こうした太陽光利用機器の普及をさらに促進するため、予算枠(助成枠)を拡大して取り組んでいるところです。その結果、平成 22 年度末の時



(すぎなみ環境情報館に設置された太陽光発電機器)

点で、太陽光発電機器の設置件数が 804 件、一戸建住宅に対する普及率にして約 1.1% となっています。

太陽光発電機器の設置にあたっては、区の助成制度と合わせて、国、都の助成制度 も利用できますが、公的助成分を除いても設置工事に要する自己負担額は、決して少 なくありません。そのため、機器の設置を躊躇したり、関心が希薄になるなど、必ず しも順調に普及が進んでいるとは言えない状況です。 しかし、今回の東日本大震災を教訓として国民の暮らしを守り、安全を取り戻していくためには再生可能エネルギーの普及は欠かせないものです。太陽光発電については、国において平成21年11月から余剰電力買取制度が実施されていますが、本年8月、再生可能エネルギーの全量買取制度に関する法律\*1が制定されたことにより、再生可能エネルギーの普及のための環境整備が図られています。今後、市場拡大や技術開発による高性能化、低コスト化なども期待されるところですが、再生可能エネルギーの一層の普及を図っていくためには、さらに電力自由化や技術開発に対する政策支援なども求められるものと考えます。

また、杉並区では、本年7月に開催された外部評価委員会において、太陽光発電機器設置助成事業については、公平感や将来的な技術革新の動向をはじめ、政策執行に関する諸課題を精査するなど、現在の制度のあり方を検討すべきとの指摘を受けています。

杉並区としては、引き続き、国や都の動向を注視するとともに、住宅都市としての 地域特性や区民要望、設置コスト、区議会や外部評価委員会からの指摘など、区内外 の客観的な状況を考慮しつつ、今後の助成事業のあり方を検討してまいります。



住宅用太陽光発電システム機器導入助成金交付件数・普及率の推移

注1) 22年度までは決算数値、23年度は予算額。

注2) 普及率=区助成金交付件数÷区内戸建て棟数

#### (2) 省エネルギー対策の徹底

#### -これまでの省エネルギー対策-

区では、地球温暖化防止を地域全体で取り組むため、平成15年2月に「地域省エネルギービジョン」を、さらに平成18年には「地域省エネルギー行動計画」を、それぞれ定め、区民、事業者とともに、省エネ、省資源への取組みを推進してきました。

省エネへの取組みにあたっては、環境団体の協力も得て、省エネ情報の提供をはじ

<sup>\*1</sup> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

め、家庭や職場、学校など身近な場所での省エネ行動を奨励するとともに、行政自らも環境意識を徹底させ、LEDの設置や再生可能エネルギーの導入、エコスクール化などの取組みを進めてまいりました。

省エネへの理解や関心は個人により必ずしも一様ではありませんが、化石燃料などの限りある資源の有効活用を図り、かけがえのない地球環境を保全していくためには、区民一人ひとりが日々の営みの中で省エネへの意識を根付かせ、ひいては地域全体に浸透させていくことが重要です。

また、区役所においては、平成13年にIS014001の認証を取得し、エネルギー利用

の抑制とコスト縮減を図ってきました。平成22年度には、省エネ法\*1や都の環境確保条例\*2の改正を機に、IS014001に基づく環境マネジメントシステムに代わる指針として、新たに「環境・省エネ対策実施プラン」を策定し、現在、温室効果ガスの排出削減などの省エネ対策に取り組んでいます。

## ワットアワーメーター



家電製品の待機電力、使用中の電源等を簡単に測定できます。 コンセントにつないだワットアワーメーターに、調べたい家電製品をつなげるだけです。

すぎなみ環境情報館で貸し出し を行っています。ぜひ、ご利用くだ さい。

#### -電力危機に対する対応-

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、 深刻な電力不足を生じる恐れがあることから、政 府は、電気事業法 27 条に基づく電力使用制限令 を発動しました。その上で、国民に節電への取組 みを求めるとともに、大規模事業所に対しては、 夏場の使用最大電力を前年比で一律 15%の削減 義務を課すこととしました。

幸い国民や企業の節電努力により、不測の事態

#### 区役所の主な節電対策

- ○室温 28 度設定
- ○照明器具の 1/2 消灯、LED 化
- ○エレベーター、エスカレーターの一部停止、自動販売機の一部停止
- ○区立施設の輪番制による休館又は 夜間休館措置
- ○○A機器等の使用制限
- ○職員の超過勤務の抑制

を招くことなく、電力使用制限令は、予定時期よりも前倒しで解除されましたが、安定的な電力供給が先行き不透明な状況では、引き続き、節電対策に努めていく必要があります。

今回の電力危機は、緊急対策として実施してきたものですが、こうした電力不足は、電力に依存し過ぎた暮らしを見直す契機となるとともに、家庭における太陽光発電機器やLEDの設置、省エネ家電への買換え、緑のカーテンによる自助努力など、省エネ型の社会基盤整備にも弾みが付いたとも言えるのではないでしょうか。

引き続き、省エネ型の暮らしや事業活動が、家庭や地域で無理なく定着していけるよう、情報発信や必要な支援を継続していく必要があります。

<sup>\*1</sup> エネルギーの使用の合理化に関する法律

<sup>\*2</sup> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

## 2 暮らしに「もったいない」の心を活かして

まずは「ごみ」をつくらないこと。そして、「もったいない」の精神の下、物を 大切に長く使い、使用後の処分は可能な限り資源として再利用していくことが重 要です。

家庭から排出されたごみは、清掃工場や破砕施設などに運搬され、焼却、粉砕等の中間処理をした後、東京湾内の最終処分場に埋め立てていますが、現在使っている「新海面処分場」は、東京湾につくることができる最後の埋立処分場であり、このままではあと 50 年ほどで満杯になるといわれています。そのため、少しでも長く利用できるよう、ごみの排出を抑制し、減量していくことが喫緊の課題となっています。

私たちが日々暮らしていく中で、ごみの発生は避けられません。しかし、ほんの少し意識を変えていくことで、ごみを減らすことができます。私たち一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、古来より伝わる「もったいない」の心を受け継ぎ、物を大切に長く使用したり、不要な物はもらわないよう心がけ、さらに、使用後は可能な限り資源として再利用するなど、ごみをできるだけ出さない意識や行動が重要です。

また、ごみの収集業務は、自治体の負担で実施されていますが、本来は、生産者である企業が商品や製品の消費又は使用後の処分についても責任を負うことが求められています。そのため、いわゆる「拡大生産者責任」の確立に向け、引き続き、国等に働きかけていくことが必要です。

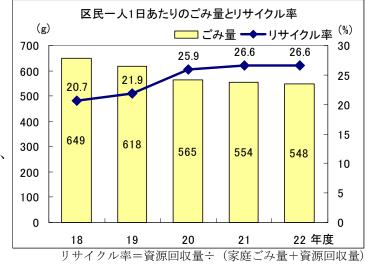
#### 取組みの概要と基本的方向

#### (1) 分別方法の変更と取組みの成果

区では、平成20年度からプラスチック製容器包装の分別回収を開始するとともに、 新たにサーマルリサイクルを導入しました。その結果、平成21年3月には、杉並中 継所を廃止することができました。中継所跡地については、東京都からの移管条件を

踏まえ、今後、区として活用策を検 討しなければなりません。

家庭ごみの分別については、必ずしも十分とは言えませんが、総じて区民の環境意識は高く、分別への取組みは着実に浸透しつつあると言えます。こうした区民の努力により、平成22年度の区民一人1日あたりのごみ量は548gとなり、23区で2番目に少ないものとなっています。



#### 一分別の徹底によるごみ減量に向けて一

ごみの中には再利用可能な資源が多数含まれており、今後も分別を一層徹底し、ご み減量を図っていかなければなりません。資源が適切に分別されていない場合、選別 やリサイクル不適物の処分などで処理コストや環境負荷が高くなることからも、分別 の徹底は欠かせません。

区では、ごみ・資源の排出や分別方法を区民の皆さんにお知らせするため、地域ご との収集日や分別区分などを記載した「ごみ・資源収集カレンダー」を毎年作成し、 区内全世帯に配布しています。

また、町会・自治会をはじめ、地域の皆さんからの依頼に応じて、ごみ・資源分別の説明会を実施し、日頃から感じている分別の疑問にお答えするとともに、ふれあい指導業務の充実を図り、ごみを適正に排出していただけるよう取り組んでいます。

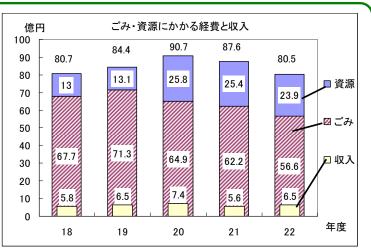
更なるごみ減量を進めるには、ごみの発生抑制はもとより、分別の徹底や資源品目の拡大などの取組みを複合的に組み合わせることが重要です。併せて、食品廃棄物や廃油などについても資源化や再処理化が可能か否か、課題も含めて検討しなければなりません。

今後も区民の皆さんのご意見やご要望を踏まえ、広報や区ホームページ、清掃情報 誌などを通じて、区の施策を可能な限り分かりやすくお伝えする工夫をし、区民・事 業者と協働しながら、ごみ減量に取り組んでまいります。

## ごみ・資源の処理にかかる経費

1年間にかかった経費は・・・ 区民一人あたり 13,726 円





プラスチック製容器包装等の資源回収を始めた20年度以降、資源の処理にかかる経費が増加しています。

収入には、粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源の 売払金などがあります。

#### (2)集団回収の促進

区民による自主的なリサイクル活動は、ごみの減量や資源化を推進していくには欠かせないものです。

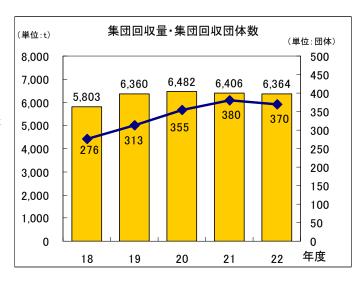
町会・自治会やご近所同士などで自主的に行う集団回収は、良質な資源の回収や資源の持ち去り防止に大きな効果があるとともに、地域の結びつきを強め、ごみ減量や

リサイクルに対する意識の向上にも つながります。

区では、回収量に応じた報奨金を支 給し、集団回収団体への支援を行って おり、報奨金は各団体で防災用品の購 入や地域活動に充てられています。

平成19年10月からは、2世帯から 集団回収を始められるよう変更して います。

集団回収団体は、この 5 年間で約 30%程度増加しましたが、回収量は、 ほぼ横ばい状態といえます。



地域活動に対する区民の意識や負担感などの問題もあり、必ずしも容易ではありま せんが、集団回収による資源回収量の増加をめざし、今後とも町会・自治会のほか、 集合住宅の管理組合や区民の皆さんに働きかけるとともに、報奨金などを含め、支援 のあり方を検討していきます。

## 資源(古紙)持ち去り防止対策

区では平成21年3月に「杉並区廃棄物の処理及び利用に関する条例」を改正し、 5月から資源の持ち去り違反者に対し、氏名等を公表するとともに、20万円以下の 罰金を科すこととしました。

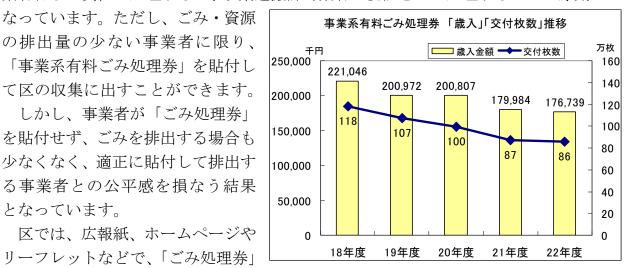
条例の施行とパトロールの強化により違反者は、条例施行前の約3分の1に減少し ていますが、持ち去り行為を繰り返す常習者もおり、実態を踏まえた効果的な対策を 引き続き、検討していく必要があります。

#### (3) 事業系ごみ処理券における貼付の適正化

事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、家庭ごみとは異なり、法令によって、事 業者自らの責任で処理するか、収集運搬許可業者に委託をして処理することが原則と

の排出量の少ない事業者に限り、 「事業系有料ごみ処理券」を貼付し て区の収集に出すことができます。 しかし、事業者が「ごみ処理券」 を貼付せず、ごみを排出する場合も 少なくなく、適正に貼付して排出す る事業者との公平感を損なう結果 となっています。

区では、広報紙、ホームページや リーフレットなどで、「ごみ処理券」



の貼付のルールをお知らせするとともに、地域の商店会などにお願いと説明に出向き、さらに、未貼付の事業者には、職員が直接訪問して助言や指導を行うなど、貼付の適正化に向けた取組みを強化してきました。その結果、平成 22 年度には、従来から懸案であった「ごみ処理券」の交付枚数の低下傾向を押しとどめるとともに、貼付の適正化に一定の成果を得ることができました。

今後も引き続き、事業者に対し、「ごみ処理券」に関するご理解とご協力を得なが ら、貼付の適正化に努め、区民の公平感と歳入の確保に万全を期してまいります。

## (4) 杉並清掃工場の建替え

昭和 57 年以来、地域の中で稼動してきた杉並清掃工場は、老朽化のため平成 24 年から約5年間をかけて新しい工場に建替えます。この建替えに際して、区は東京都が定める環境影響評価制度に基づき、区民の生活や周辺環境に影響が出ないよう様々な意見と要望を杉並清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合に対して行いました。建替え後の工場では、屋上や壁面の緑化、人工地盤上の植栽をはじめ、太陽光発電機器を導入するなど、環境とエネルギーの確保に配慮した最先端の清掃工場の建設をめざすこととしています。

また、工場の建替期間中は、杉並清掃工場が使用できないため、排出されたごみは 近隣区の清掃工場へ搬入することになります。そのため、運搬方法の変更や走行経路 の長距離化に伴う経費負担や区民サービスへの影響が懸念されますが、区では、清掃 事業全体の中で可能な限りコストの抑制を図るとともに、区民へのサービス水準を維 持できるよう、創意工夫を凝らし、最大限の努力を行ってまいります。

#### ごみの焼却による発電

杉並清掃工場は、ごみを焼却する際に発生する熱を利用し、隣接する地域区民センターやプールに熱エネルギーとして供給するとともに、工場内に保有する自家発電設備で発電し、余剰電力は電気事業者に売却しています。また、清掃工場で作られた電力の一部は、東京エコサービス株式会社\*1を通して、区立小中学校(6校)に低価格で提供するなど、地域へ還元しています。



<sup>\*1</sup>清掃工場の余剰電力の販売を効果的に行い、公共施設等に電気の供給を行うことを目的として、平成 18 年に東京二十三区清掃一部事務組合と東京ガス株式会社の共同出資により設立した特定規模電気事業者 (PPS)

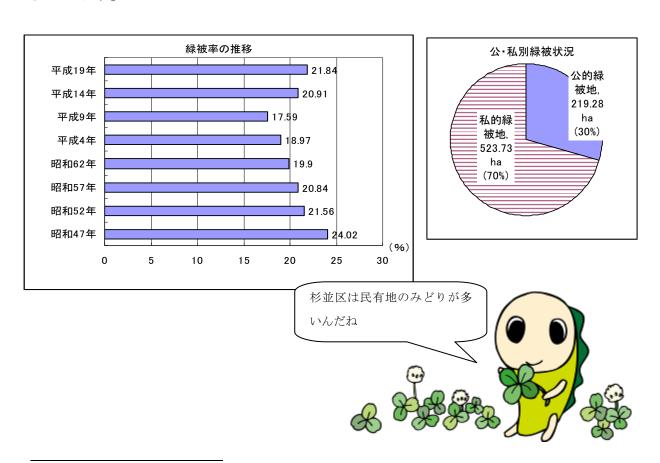
## 3 連続したみどりと美しく魅力ある個性豊かなまちなみを広げるために

みどりを後世に引き継ぐためには、地域が一体となって区のみどりの多くを占める 民有地のみどりを守り、育てていくことが大切です。

みどりは、暮らしに安らぎと潤いを与えるとともに、生態系の保全、大気の浄化や ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の保全や防災面での効用など大きな役割 を果たしています。

杉並区では、都市化が進展する中、農地の宅地化等により緑被率\*1は減少を続けてきました。区民の皆さんの樹木の保全・緑化への協力等により、平成9年を境に緑被率は増加に転じていますが、宅地開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う樹木の伐採などにより、生産緑地や屋敷林などは減少しています。住宅都市である杉並区においては、区のみどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公園等の整備とともに民有地のみどりを守り、育てることが課題となっています。

また、開発などで失われるみどりや取り壊される歴史的建物、派手な色彩の建物や 高層マンションの出現など、失われていくまちなみの保全や良好な景観形成が求めら れています。



<sup>\*1</sup>樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化が区全体の面積に占める割合

11

## 取組みの概要と基本的方向

#### (1) みどりの基本計画改定

区ではこれまで「保護指定制度」や「貴重木制度」の創設、「みどりの基金」の設置、区民による「花咲かせ隊」や「すぎなみ公園育て組」の発足など、さまざまな施策を講じるとともに、連続したみどりの創出をめざして、生垣やみどりのベルトづくりにより緑化を進め、公園や緑地等の整備に努めてきました。接道部緑化は10年間に294,714.5m増加しており着実にみどりは増えています。これは視覚的効果の高い道路に面した部分の緑化を重点的に取り組んできた成果です。今後は緑化助成を従来よりも効果的な方法に見直すとともにPRに努め、民有地の緑化推進に努めていく必要があります。また、個人が屋敷林等のみどりを守り続けるには限界があるため、所有者・地域が一体となって樹木を保全していく仕組みが必要です。



(杉並らしい歴史風土を伝える屋敷林)

#### (2) 杉並区景観計画

杉並区は、みどり豊かな住宅都市としての景観を創出していくために、平成 21 年 4 月に景観法に基づく行為の規制や区独自の施策などを定めた「杉並区景観条例」を施行しました。そして、景観条例に基づき、具体的な景観施策を展開し、さらに成熟した杉並らしい景観を進展させていくため、平成 22 年 4 月に「杉並区景観計画」を策定、将来像を「みどり豊かな美しい住宅都市、『杉並百年の景』」としました。6 月 からは景観法及び景観条例に基づく届出制度が始まりました(22 年度届出件数 117 件)。

今後、景観計画で定めている景観協定や景観重要建造物の指定などの制度を活用しながら、魅力あるまちなみの創出に努め、みどり豊かな美しい住宅都市の将来への継承と創造をめざしていきます。

## (3)「桃井原っぱ公園」 開園

平成23年4月、桃井3丁目の自動車工場跡地に区立公園としては2番目の広さを 有する「桃井原っぱ公園」が開園しました。公園の整備にあたっては、地域の方々と 検討を重ね、跡地の利用方法や公園の内容を決定しました。

桃井原っぱ公園は防災公園として整備され、防災倉庫、防火樹林帯、下水道に直結

したマンホールタイプの非 常用防災トイレ、耐震地下貯 水槽、ヘリコプター緊急離発 着場、災害時にはかまどとし て利用できる「かまどベン チ」「かまどスツール」など の防災設備があります。

平常時は地域の人々の憩 いの場として、災害時は周辺 の消防署、警察署、病院等と 連携した防災拠点として大 きな効果が期待されます。



(桃井原っぱ公園)

## (4) 民有地のみどりの保護・創出

長い年月をかけて育ってきた樹木や屋敷林等のみどりは、杉並らしい歴史風土を今 に伝える貴重なみどりであり、区民の共有の資産として後世に引き継ぐ必要がありま す。そこで、杉並区では、民有地のみどりを保全するための取り組みを行っています。 特に「屋敷林等の保全」については、杉並区のみどりに関する総合的な計画である「杉 並区みどりの基本計画」の中で、重要な施策のひとつとして掲げています。

これまで、民有地のみどりを保全する方策として、 樹木や樹林などに対し維持管理費の一部を補助する 「保護指定」、屋敷林を区が借り受け、区民の皆さん へ公開する「市民緑地」、また、屋敷林所有者の方々 との情報共有の場として「屋敷林所有者連絡会」の 開催等を行ってきました。今後は、後世に残すべき みどりに関する顕彰事業等を新たに始め、屋敷林の 保全に努めていきます。

保全の一方で新たに民有地のみどりを創出する事 業として、建築行為時の「緑化指導」、生垣や屋上緑 化等に対する助成等を行っています。このような取 組みにより、みどりの量を着実に増やしています。



(屋敷林)

## 4 環境に対する意識が高く行動力のある人材を育むために

地球環境を保全し、快適な生活空間を創出していくためには、区民一人ひとりが 環境意識を育み、主体的に取り組むことが重要です。

日常の生活や事業活動の一つひとつが、環境に対してさまざまな影響を与えています。地球環境を保全し、より良い環境を次世代に残すためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境との関わりについて理解と関心を深め、環境問題に主体的に取り組むことが重要です。

区では、すぎなみ環境情報館の運営や事業展開を通して、環境団体や地域の皆さんによる環境活動への支援を行うとともに、未来を担う子どもたちの環境意識を育むための「中学生環境サミット」の開催、区立学校における総合的な学習の時間等を活用した環境学習、キッズ ISO への支援などの取組みを進めてきました。

今後とも、人と地球にやさしい、安らぎとうるおいのあるまちづくりを推進していくため、区民の環境意識の向上と人材育成のための取組みを継続していく必要があります。

#### 取組みの概要と基本的方向

#### (1)中学生環境サミット

区では環境教育の一環として 平成15年度より「中学生ごみ会 議」を開催してきましたが、ご み問題に限らず環境問題全般に ついて理解を深めていくため、 平成22年度からは「中学生環境 サミット」と名称を改め、環境 団体や地域で活動する区民の 方々の協力を得て、実施してい ます。



(「中学生環境サミット」発表の様子)

平成 22 年度は、区内 18 校から中学生 46 名が参加し、環境やエネルギー問題について学ぶとともに、身近な家庭や学校での環境・省エネルギーへの取組みについて考え、最終日には、それまでの実践の結果や今後の取組みについて、学校ごとに工夫を凝らした発表を行いました。この中学生環境サミットでの成果が、参加生徒を通じて各学校での生徒たちによる自主的な環境保全活動へと発展し、その取組みが地域や社会での活動に広がっていくことを期待するものです。

## 〈平成 22 年度環境サミット〉

テーマ 「中学生が考える環境、省エネ・省資源」

	内容
第1回	環境とエネルギーについて学ぼう
自主学習期間	環境・省エネの視点で家庭や学校、地域を見直し
第2回	家庭や学校、地域の環境・省エネを考えよう
第3回	環境への取組みをまとめよう
試行期間	作成したチェックシートを実践してみる
第4回	実践してみたことから、取組内容を決めよう
第5回	環境サミットの成果をみんなの前で発表しよう

家庭でもまだまだできることがあると知ったので、地球にもお財布にも優しい生活を送っていきたいです

環境サミットに参加する前は環境に興味がなかったのですが、今はエコ対策に一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

地球温暖化について「自分たちが何とかしよう!」という 感情が芽生えた。

一人ひとりの意識でこんな にも **CO**2が減らせるとは 思いませんでした。

参加した皆さんから、こんな声が寄せられています



## (2) 区民主体によるみどりづくり

現在、みどりのボランティア杉並、 花咲かせ隊、すぎなみ公園育て組、 認定みどりのボランティア団体等の 団体が、みどりの活動を支えていま す。みどりのボランティア活動に対 して区は資材提供等の支援をしてい ます。

「すぎなみ公園育て組」は、地域 の皆さんに区立公園・児童遊園など における清掃活動、樹木のせん定、 除草や水やりなどの活動を行ってい



(花咲かせ隊)

ただき、区が清掃用具、園芸用具の支給・貸与等の支援を行う制度で、600 人以上の 方が活動しています(平成 23 年 1 月現在)。

「花咲かせ隊」は、区立公園等において花壇の土づくりからデザイン、草花の植え

付け、水やりなどの日常の維持管理を地域の皆さんに行っていただき、区が花の苗・肥料・園芸用具等の提供等の支援を行う制度で、900人以上の方が活動しています(平成 23 年 1 月現在)。

今後は、美しい花があふれるまちなみや商店街の形成のため、町会・商店会の自主的なみどりの活動の支援や屋敷林・農地等の所有者の負担を軽減する仕組みづくりを進めていきます。

#### (3) すぎなみ環境情報館

平成 16 年 4 月、環境やリサイクルに関する情報発信の拠点として「すぎなみ環境情報館」が開館しました。すぎなみ環境情報館では、学習室、情報資料コーナーなどを設置し、区民や環境団体の情報収集や情報交換、交流などの活動の機会と場を提供するとともに、地域の環境団体により各種の講座、講習会、イベント等が開催されています。また、太陽光発電や風力発電機器、気象観測システムが設置され、誰でも見学することができます。

すぎなみ環境情報館は、開館以来、事業運営を地域の環境団体に委託し、区の環境問題や省エネルギー、リサイクルに関する総合的な拠点として地域に定着してきた半面、ともすれば事業の実施方法や内容などが硬直化したり、施設の利用者が固定化するなどの課題も指摘されているところです。

今後は、本年 7 月に実施された外部評価委員会(事業仕分け)での指摘も踏まえ、 広く区内外で活動する様々な環境団体等とも連携しながら、時宜に応じた社会的なテーマを積極的に区民に情報発信していくなど、時代の変化を踏まえ、特色のある新たな事業展開と効率的な施設運営が求められています。

#### <事業実績>

		16 年度(開館)	20 年度	21 年度	22 年度
登録団体数		23	37	39	40
講座		1,365名 (108回)	959 名 (49 回)	955 名 (52 回)	1,044名 (50回)
講演会		234 名 (7 回)	290 名 (8 回)	206 名 (5 回)	97名 (3回)
自然観察会		137 名 (4 回)	151 名 (4 回)	99名 (2回)	176名 (5回)
学校支援 (指導生徒数・校数)		4, 429 名 (79 校)	5, 958 名 (63 校)	4, 488 名 (62 校)	5,154名 (71校)
資料貸出件数		995 件	516 件	566 件	524 件
学習室 使用状況	環境活動	347 旦	273 回	271 回	273 回
	一般利用 (利用料)	313 回	645 回	618 回	606 回
		(277,690円)	(573, 380 円)	(549, 575 円)	(539, 610 円)

#### (4) レジ袋削減の取組み

区では、平成 20 年度より「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行し、対象事業者に対し、マイバッグ等持参率 60%の目標達成に向けた協力を求めています。

レジ袋削減に向けた杉並区の取組みは、内外に広く関心と影響を与えるとともに、スーパーマーケットでの有料化等の取組みや区民意識の高まりに伴い、マイバッグ等持参率は約10%程度向上し、レジ袋利用枚数も25%以上削減することができました。

しかし、条例対象店舗の大半を占めるコンビニでは、経営方針から有料化等の実効性ある取組みは実施されないまま今日に至っており、その結果、マイバッグ等持参率は 30%未満のままの状況です。レジ袋削減の取組みは、条例対象店舗全体としては、必ずしもその理念どおりの成果を上げているとは言えない状況です。

今後、これまでの取組みの成果やコスト、容器包装リサイクル法\*1の改正などを踏まえ、改めて、レジ袋削減の取組みのあり方について、考えていく必要があります。

#### (5) 生活環境の改善

#### 一身近な生活公害ー

杉並区においては、大規模工場の閉鎖や郊外への移転、中小工場の廃業などが進んでおり、結果的に事業系の公害は減少しています。一方、マンション開発等、ビルの建替に伴う騒音、振動などの公害が増加するととともに、近隣騒音等生活公害への対応を行政に求める相談、相隣関係に起因する苦情などが増加しています。

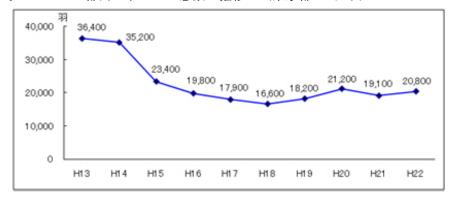
区では、今後とも当事者間での主体的な紛争解決を原則として調整を行い、苦情相談の解決に努め、快適な生活空間の創出に取り組んでいきます。

#### ー生活安全と環境美化ー

区では、平成15年10月に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を施行し、 区内全域で歩きたばこや吸殻・空き缶等のポイ捨てをしないよう定めています。加え て、喫煙ルールの徹底を図るため、平成21年10月からは路上禁煙地区における違反 者に対して過料2000円を科すこととしました。さらに、平成23年度には、より効果 的な路上喫煙防止パトロールを実施できるよう指導体制を見直して実施しています。

また、私有地の適正管理を徹底するための取組みのほか、スズメバチの駆除やカラスの巣の撤去など、区民 **都内カラスの生息数の推移** (東京都 HP より)

の皆さんが安心して生活できる環境づくりに向けて、地域と連携し、その力を活かしながら生活環境の一層の改善を図っていきます。



<sup>\*1</sup> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

## ◆◆東日本大震災に伴うがれき処理に区清掃職員が奮闘◆◆

宮城県からの要請で5月 1日から一週間、清掃車2 台、運転職員2名、収集職 員4名を仙台市の若林区へ 派遣しました。

派遣地域の海岸沿いは、 津波による被害によって、 町はほぼ壊滅状態で、道路 もいたる所で寸断されて いました。

現地では、主に津波により廃棄物となった家庭ご みの収集作業を行いまし



た。水を吸い重くなった畳や、泥だらけの家具などを壊しながら清掃車に積み込むといったものです。また、現地では高齢者だけの世帯も多く、家の片づけがままならない家も多かったため、ボランティアの方々と協力し、家の中からごみを出しながらの作業も行いました。

今回、杉並区から派遣した職員は、現地で働く他の自治体職員とともに、被災地の一日も早い復興を祈りながら、地道な復旧活動に奮闘しました。



今後も、被災地の要請 に応え、必要に応じて職 員を派遣し、被災地の復 興を目指して支援活動 を展開していきます。